

作成年度	平成14年度
最終改正年度	令和3年度

神奈川県林業・木材産業構造改革プログラム

令和4年度～令和8年度

令和4年3月

目 次

1 全体目標等

(1) 林業・木材産業の現状と課題

ア 林業の現状と課題	1
イ 木材産業の現状と課題	3

(2) 林業・木材産業の基本的方向

(3) 林業・木材産業の構造改革に関する目標

ア 林業経営体及び林業事業体に関する目標	7
イ 林業労働力に関する目標	7
ウ 県産木材の供給に関する目標	7
エ 県産木材の利用に関する目標	8

2 個別目標等

(1) 林業分野

ア 基盤整備	8
イ 林業経営体及び林業事業体	8
ウ 施業等の集約化	9
エ 林業労働力（労働安全衛生に関することを含む）	9
オ 森林組合	9
カ 特用林産	10

(2) 木材産業分野

ア 素材生産	11
イ 木材流通	11
ウ 製品の流通	12
エ 木材利用	12
オ その他 （県産木材の普及PR イベントの開催等）	13

1 全体目標等

本プログラムは、県の「水源の森林づくり事業」、「かながわ水源環境保全・再生施策」及び「かながわ森林再生 50 年構想」の取組方針を基に、平成 29 年 3 月に改定された現行プログラムを改正し、新たに令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間ににおける林業・木材産業の構造改革を進めるための目標等を設定したものである。

(1) 林業・木材産業の現状と課題

ア 林業の現状と課題

(ア) 森林資源

本県の森林面積は、平成 30 年 4 月現在 9 万 4,701ha で県土面積の約 39%を占めている。前回プログラム策定時（平成 29 年 3 月）と比較し 184ha の減であった。これを所有形態別にみると、国有林が 1 万 653ha、民有林が 8 万 4,048ha で、そのうち公有林（県、市町村、財産区等）が 3 万 6,132ha、私有林（個人・会社等）が 4 万 7,916ha となっている。公有林は森林面積の 38%を占め、全国平均の 12%と比べて割合が高い。

民有林（県有林、市町村有林、個人・会社有林等）は、全森林の 89%を占め、そのうち、スギ、ヒノキを主体とする人工林は 3 万 1,495ha で、民有林における人工林率は 39%となっている。人工林齢級面積配置のうち、林齢 51 年生以上の成熟化しつつある森林が 74%を占めている一方、間伐・枝打ちなどの保育を必要とする林齢 35 年生以下の森林が 9%と低くなっている。人工林の蓄積は、1,230 万 7,000 m³で、樹種別内訳はスギ 64%、ヒノキ 33%、マツ 3%となっている。なお、1 ha あたりの蓄積は 391 m³であり、森林資源は充実し利用可能な時期にきている。こうした現状を踏まえ、計画的な間伐の推進に加え、持続的な木材資源の活用を通じた、資源循環の更なる促進が課題となっている。

(イ) 林道等の生産基盤整備

a 林道及び作業道の整備

本県では、平成 9 年度に行政システム改革の一環として「林道整備の見直し」を行い、林道を「林業振興型」「地域振興型」「併用型」の 3 つの性格に区分し、経済性や自然環境に配慮しながら、それぞれの性格に応じた整備を進めることとした。

新規開設は、専ら林業活動に利用される林業振興型林道についてのみ行い、この林業振興型林道の改良は、車両の通行に支障のある範囲で行うに止め、木材搬出のための作業ポイントや木材のストックヤード等の整備を重点に行うこととしている。

なお、現在は令和元年台風 19 号等により被災し、通行や木材搬出に支障が生じている路線があることから、その復旧作業を優先に行っている。

林道の整備目標は 810km で、令和 3 年 3 月現在の林道延長は 602km であり、整備目標の 74%となっている。

今後は、木材を効率よく搬出するため、森林作業道等とあわせた路網整備や、伐採した木材を仕分けする作業ポイントや木材のストックヤード等の整備等を進めることが課題である。

b 林業機械化の推進

本県の高性能林業機械のレンタルを含む導入台数は、令和元年3月現在で45台となっており、平成27年度末の21台から増加傾向にあるが、全国の導入台数が10,218台の中、全国第44位となっている。

本県では、平成29年度から、搬出機械や作業道を組合わせた、間伐材の搬出方法の実施検証を行うため、木材の生産性の向上に取り組む林業事業者等に対して、高性能林業機械等のレンタル経費や、作業記録の作成経費を支援する生産指導活動事業（間伐材生産効率化事業）を実施している。

課題としては、未だに本県の生産効率が全国平均より低いことや、労働災害の発生状況が多いことから、高性能林業機械やICT機器を活用して作業効率等の向上を図るとともに、労働強度の軽減、労働安全衛生の確保、林業労働を魅力あるものとして若齢労働者の確保を図るなど、多面的な効果を期待するため、機械の保有を推進していく必要がある。

(ウ) 林家及び林業労働力

a 林家（林業経営体）

2020年農林業センサスによると、本県で山林を1ha以上保有している林家（3,343戸）のうち、保有山林5ha未満の林家が77%と経営規模が小規模であるとともに不在村の森林所有者もおり、林家自らの森林経営が困難なため、森林経営を代わりに担う者が必要となっている。

b 林業事業者

本県における林業労働力は森林組合をはじめとした林業事業体に雇用されている専門的な林業就労者が中心となっている。令和2年度末現在で、森林組合を含めて県下には37の認定事業者があり、その就労者数は338人となっている。

年齢構成では、60歳以上の占める割合が平成19年度末で30%となっていたが、令和2年度末には20%となり、若返りの傾向が見られる。

c 林業労働力

本県の林業労働力対策の推進のため、平成9年に「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき(社)かながわ森林づくり公社を「林業労働力確保支援センター」として指定し、林業労働対策を実施してきたが、同公社の解散に伴い、支援センターも指定取消となった。

この結果、平成20年4月以降、林業労働者を雇用する林業事業者の雇用管理の改善や事業の合理化、新規参入者の確保や技術者の養成など、林業労働力の確保・育成に関する総合的な対策については、国、県等の委託事業や関係機関と連携して推進していく体制となっている。

平成21年からは県が推進している水源環境保全・再生施策実施に向けて量・質両面で、森林整備の担い手の育成・確保を図るため、「かながわ森林塾」により、新規就業希望者への研修等を行っている。今後も引き続き、水源の森林づくり事業など、神奈川の森林・林業施策を推進していくうえで、多様な森林づくりや間伐材の効率的な生産を担うことのできる技術を持った、林業労働者の育成と定着が一層必要となる。

一方、林業における労働災害の発生率は、他産業と比較して極めて高い水準にある。令和2年度の全国の死傷年千人率（※）は25.5であり、全産業の2.3と比較して10倍程度と、全産業の中で最も高い状態が続いている。

本県においても平成 28 年から令和 2 年までの 5 年間で 76 件もの労働災害が発生しており、新規就業者の確保及び既就業者の定着を図るためにはこの状況を改善していくことが必要である。

※ 労働者 1,000 人当たり 1 年間で発生する労働災害による死傷者数（休業 4 日以上）を示すもの。

（エ）森林組合

令和 2 年 3 月末現在の森林組合は 10 組合で、組合員数は 7,483 人（准組合員 578 人を含む。）となっている。また、組合員所有面積は前年に比べて 96ha 減少し、35,145ha となったが、組合地区内民有林面積（県有林面積を除く）の 67%を占めている。

事業の動向について、令和元年度における森林組合の総取扱高は、16 億 6,230 万円であり、このうち森林の施業、森林の調査等を行う森林整備部門の取扱高は、14 億 9,290 万円と事業量の約 90%を占めており、森林整備部門が中心となっている。

平成 19 年度にスタートした「かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画」により、事業量は大幅に増大しており、令和元年度の森林組合の決算状況は、全体的に良好である。

本県では、小規模で零細な森林所有者が多いため、森林組合による提案型集約化施業や森林経営計画の作成、長期施業受委託契約の締結、森林施業プランナーの育成などにより、施業集約化を積極的に進め、森林施業等の受託を通じた森林整備を積極的に推進する必要がある。

（オ）特用林産物

県下で生産されている特用林産物は、きのこ類（しいたけ、ひらたけ、生きくらげ等）が主力となっており、令和元年の特用林産物の林業産出額は 2 億 1 千万円（全国で第 45 位）で、林業産出額の約 58%を占めている。生産は、県内各地で行われ、販売は消費地に近いという利点を生かして、市場、消費者への直売等の個人出荷を中心に多様な販売方法が取られている。しかし、きのこ類の生産量のうち大部分を占めるしいたけのここ数年の生産量は足踏み状態である。

その理由は、生産者の高齢化や小規模分散型であること、東京電力福島第一原発事故により全国的にしいたけ原木の供給不足、高騰が続いていることが挙げられ、今後の生産量についても不透明な状況にある。

そこで、生産面では、原木の安定供給に努めるとともに、林業普及指導による生産指導の強化が必要である。販売面では、首都圏にある立地条件を活かし、顔の見える生産者として地産地消を PR した販売促進、地域量販店との契約販売など販路の拡大に努める必要がある。

イ 木材産業の現状と課題

（ア）木材の需要

本県の新設住宅着工戸数は、平成 17 年に 10 万戸を上回っていたが、その後は減少傾向が続いている。令和 2 年には 61,589 戸と約 40%減少となった。木造住宅着工戸数については、平成 17 年の 41,770 戸から 35,079 戸と約 16%の減少となっている。木材の需要の大きな部分を占める本県の木造住宅着工戸数は、東京都に次ぐ全国第 2 位となっており、住宅分野だけでも原木換算で 100 万 m³もの大変大きな需要があると推計される。

こうした需要がある一方で、県産木材の素材生産量、製材品等の流通は非常に少なく、県民や工務店の目に触れる機会も少ないことから、県産木材の認知度も低くなっている。そのため、庁舎公開や展示会、イベントなどでの県産木材のPR、県産木材の展示、公共建築物での木造化・内装木質化の推進により県産木材の普及・啓発活動に努めている。

また、公共建築物の内装木質化の需要に対応するため、木材団体等による県産木材を使用したフローリング材や腰壁の製品販売が始まっている。この他、木材は、家具、建具などにも使われることから、今後も、県産木材のPRを図り、需要を的確に取り込んで県産木材の利用の促進につなげていく必要がある。

(イ) 木材の供給

素材生産

本県の素材生産量は、平成15年の素材生産量約3,500 m³が底となったが、水源環境保全・再生の取組等を進めた結果、平成28年度に32,000 m³まで増加し、それ以降30,000 m³前後を維持しており、令和2年度の素材生産量は約33,000 m³となっている。平成30年度から令和2年度の素材生産量の平均値を所有形態別にみると、県有林を含む民有林が約29,000 m³、国有林が約2,000 m³となり、流通先別(国有林を除く)は、県内は約19,000 m³、県外は約12,000 m³となっている。

なお、本県における令和元年の林業産出額の総額3億6,000万円のうち、木材生産産出額は1億5,000万円(全国で第44位)で、約40%を占めている。

今後は森林資源の有効利用による、民間主体の持続的・自立的な森林管理を確立するために、施業の集約化や高性能林業機械の導入等による素材生産効率の向上と、搬出コストの削減を進めていく必要がある。

(ウ) 木材流通

a 素材の流通

素材流通の状況は、主として県内唯一の原木市場である神奈川県森林組合連合会の運営する林業センターを通じて、県内外の製材工場等に販売されている。

林業センターの取扱量は、平成15年度は5,000 m³台を切るまでに落ち込んだが、平成17年度から県で取組を始めた間伐材搬出への助成や合板用材等としての利用拡大に取り組んだことにより素材生産量が増加に転じ、令和2年度の林業センターの取扱量は、約17,000 m³まで回復した。

本県の素材生産量は、すでに目標とする30,000 m³に達しており、今後も引き続き、この生産量を維持して、安定的な需要を確保するため、木材共販の集出荷体制の強化や、製材工場等への直送、協定販売の推進など、原木流通の強化を図っていく必要がある。

また、平成13年度以降、「かながわ森林・林材業活性化協議会(以下「活性化協議会」とする。)」が運営してきた「かながわ県産木材産地認証制度」についても、県産木材の普及や合法性の確認、及び産地の明確な県産木材を供給するため、引き続き運営していく必要がある。

b 製品の流通

本県の木材生産量は、県内での木材消費量に比べ非常に少ない状況である。そのため県産木材の製材品は、流通の大勢を占める他県産材や外国産材と異なり、卸売業者を経由せずに製材工場から工務店に直接販売される割合が多いことが特徴である。今後は、平成 23 年度に活性化協議会が創設した「かながわブランド県産木材品質認証制度」や、県内の製材工場が平成 27 年度に認証を取得し、生産を始めた JAS 材を定着させ、品質、性能の確かな県産木材の製材品を安定供給していく必要がある。

また、近年、人工林の高齢級化が進む中、大径材の出材が年々増大していることから、フローリング材や腰壁などの製品に加工し、大径材の利用につなげていく必要がある。

さらに、本県には中小規模の製材工場があるのみで合板工場等がないことから、製材に不向きなB材を県外で合板に加工し、県産木材製品として県内流通を進めているが、B材の利用促進を図るために、今後もこのような取組を行うことが必要である。

(エ) 木材価格

素材価格

全国的な素材価格の傾向としては、海外からの安価な木材の輸入が増加したことや、住宅において和室が減少したことに伴い、役物の需要も減少したことなどから、平成に入った頃から緩やかに下落し、近年は低価格で推移している。

林業センターが取り扱う原木の市売り（共販）単価は、平成 15 年度には 1 m³あたり平均 25,000 円であったものが、令和 2 年度には 8,000 円を下回っている。

この主な理由としては、全国的な市況の下落以外にも、林業センターが取り扱う原木のうち、価格の低いB材やC材の割合が増加したことが挙げられる。

このように市場価格が低迷する中では、価格が低い材を多く取り扱っても、販売手数料収入の増加は見込めず、一方で極積等の手間が増え、人件費等の増加につながるなど、市場経営上、困難な状況が続いている。

このため、B材については、県外の大型工場と協定を結び、C材は、令和元年度から県内のバイオマス発電所と協定を結び、取引を増加させるなど、対応を進めている。

令和 3 年度に入って、全国的に木材流通量の急減と輸入コストの増大によって木材価格が高騰している。その影響で、本県でも林業センターにおいて令和 3 年 9 月時点で、スギ 10,500 円/m³、ヒノキ 22,500 円/m³と木材価格が上昇しているが、今後この状況が続くかは不透明である。

このような混迷した状況の中でも、県産木材の利用促進を通じた林業活動の活性化を図ることなどが重要になっている。

(オ) 木材の利用

本県では、民間の林業・木材産業関係団体と協力し、広く県民に木の良さを普及し、神奈川の「木」を積極的に使って、潤いある生活や自然環境の保全に役立てながら、神奈川の「森林」を守り育て活力ある森林として、後生に引き継いでいくことを目的とした「かながわ木づかい運動」に平成 7 年度から取り組んでいる。

具体的な事例として公共部門では、公共建築物における県産木材の利用や治山、林道整備などの森林土木事業、公園整備などの公共事業において県産木材の利用を促進している。

また、平成31年度から譲与が始まった森林環境譲与税を活用し、公共建築物や住宅の普及PRへの補助等、先導的に木材利用の取組を進め、情報提供を行うとともに、令和3年度からは、公共建築物の木造・木質化や環境教育の事業化を検討する際に建築士や木育の専門家を派遣する「かながわ木造・木育アドバイザー制度」を創設して市町村への支援を行っている。

一方、民間部門では、活性化協議会や木材団体等が中心となり、県産木材製品の開発・販売や住宅利用の促進など、消費者への県産木材の普及PRに取り組んでいる。

令和3年10月には「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「木材利用促進法」とする。）が施行された。法の改正に伴い、平成17年度に策定した「公共施設の木造・木質化等に関する指針」を改定し、従来の公共事業や住宅分野での利用に加え、民間の建築物での木材利用を促進していくこととしている。

この指針の改定を受け、県と共に「かながわ木づかい運動」を展開している、木材流通業関係者・建築士・工務店等との連携により、県産木材を使った住宅建築の促進や普及活動をより一層促進していくことが必要となっている。

このほか、森林整備によって発生する低質材については、森林資源を有効活用する観点から、燃料等木質バイオマスとしての利用を引き続き進めていく必要がある。

（2）林業・木材産業の基本的方向

本県では、平成17年度から、県産木材の搬出促進事業等に取り組んでおり、また、平成17年11月に策定した「水源環境保全・再生施策大綱」では、森林の公的管理・支援を通じた公益的機能の発揮と木材の有効利用の促進を通じた持続的な森林管理の2つの方向性を示し、20年間の取組として森林資源の有効活用を位置付けている。これをもとに、平成19年度から個人県民税の超過課税による新たな財源を導入して行う「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」で取り組む対策の一つに、「間伐材の搬出促進」を位置付けている。

こうした取組の中で安定的な木材生産を図るため、小規模森林所有者対策として集約化や森林施業の長期施業受託を推進するほか、高性能林業機械の導入、森林作業道等の路網整備の推進など施業の効率化を進めていく。

また、加工対策として大径材を使った製品開発や県外合板工場との連携、木質バイオマス燃料としてのチップ化等低質材の利用促進を図るとともに、ユーザーが合法木材として安心して利用できるよう県産木材の認証制度の普及を図っていく。

さらに消費対策として、これまでの木造公共建築物に加え、民間の中大規模建築物の木造・木質化の推進、消費拡大のためのイベントの実施などにより着実な県産木材の活用を図っていくこととする。

こうした取組のなかで、本プログラムにおいては、国有林と連携しながら県産木材の活用推進を図り、生産から消費までの一貫した体制の整備を目指す。

(3) 林業・木材産業の構造改革に関する目標

ア 林業経営体及び林業事業体に関する目標

(ア) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の姿

a 林業経営体

所有規模が零細で、自立した林業経営の困難な林家の所有林については、森林組合等による長期施業受委託等を活用し、集約化を進めながら、資源循環による計画的な経営を推進する。

b 林業事業体

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づいて県知事が認定した認定事業体を中心として、森林経営や間伐材搬出事業等を実施するための高度な技術を有する技術者を育成し、一定の林業労働者数を維持したうえで、通年雇用の確保と経営基盤の合理化、作業効率の向上を図る。

また、平成31年4月には、森林経営管理法が施行され、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と「意欲と能力のある林業経営者」をつなぐ、新たなしくみとして「森林経営管理制度」が創設された。

「意欲と能力のある林業経営者」は、この制度において市町村が行う経営管理実施権の設定先として、また長期施業受委託事業の事業主体としての役割が期待されている。

そこで、経営管理能力に優れ、経理的な基礎を有する林業事業体を育成指導し、「意欲と能力のある林業経営者」名簿への登録を推進する。

(イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の数

指標	林業経営体(※)	認定事業主	計
現状(R2)	22	37	59
目標(R8)	22	37	59

※2020 農林業センサスにおける 100ha 以上の山林を保有

(現状数値：当該年度数値)

イ 林業労働力に関する目標

「かながわ水源環境保全・再生施策」及び「県産木材活用総合対策」を推進することにより、森林整備量や県産木材供給量が今後も一定規模で推移することから、これらの状況に対応できるよう、引き続き林業労働力の量的・質的確保を図る。

ウ 県産木材の供給に関する目標

間伐中心の森林整備を推進していることから、これまでの目標量を維持していく。

(単位：千m³)

指標	素材生産量	(うち県内への供給量) (A)	(うち県外への供給量) (B)
現状(H30～R2)	31	19	12
目標(R8)	30	20	10

(現状数値：3ヵ年度平均数値)

エ 県産木材の利用に関する目標

脱炭素社会の実現を目指す観点からも、長く二酸化炭素を固定する建築物等での木材利用を推進する。

(単位：千 m^3)

指標	A材 (主に柱・梁材)	B材 (主に合板、集成材)	C・D材 (主に土木用資材、チップ等)	合計
現状 (H30～R2)	6 (20%)	10 (33%)	14 (47%)	30 (100%)
目標 (R8)	8 (27%)	10 (33%)	12 (40%)	30 (100%)

(現状数値：3ヵ年度平均数値)

2 個別目標等

(1) 林業分野

ア 基盤整備

(ア) 取組方針

県産木材の搬出促進を図るため、引き続き林道の整備を進めるほか、高性能林業機械と路網整備を組み合わせた施業システムを構築するための森林作業道等の整備の推進、高性能林業機械の導入促進を図る。

a 林道及び森林作業道

生産基盤整備については、生産性の向上、コストの削減など素材生産に重点を置き、自然環境に配慮した林道や森林作業道等を整備するとともに、作業ポイントや木材のストックヤード等の整備に取り組む。

b 林業機械化の推進

素材生産に積極的に取り組む林業事業者を対象として、生産指導活動を行い機械化に対応した生産技術を定着させるとともに、国の交付金や制度資金等を活用し、高性能林業機械の導入を推進する。

(イ) 基盤整備等に関する目標

指標	高性能林業機械の保有台数							計
	タワー ヤード	スイン グヤー ダ	プロセ ッサ	ハーベ スタ	フォワ ーダ	スキッ ダ	その他	
現 状 (R1)	3	6	2	1	6	1	8	27
目 標 (R8)								45

(現状数値：当該年度数値)

イ 林業経営体及び林業事業者

(ア) 取組方針

- 今後必要とされる高度な森林整備の担い手として、認定事業者を中心とし

た長期施業受委託等の計画的な経営を担える人材の育成や、間伐材の搬出や高性能林業機械に対応した技術者の育成を図り、生産効率の向上を図っていく。

- ・ 森林整備の技術に加え、経営管理や経理面の能力向上を図り、「意欲と能力のある林業経営者」の増加に繋げていく。
- ・ また、効率的かつ安定的な林業経営を達成するため、制度資金として林業・木材産業改善資金等を活用した支援を行っていく。

ウ 施業等の集約化

(ア) 取組方針

林道から近いスギ、ヒノキ人工林においては、森林組合等による森林所有者との長期施業受委託契約の締結を推進するなど、施業の集約化による効率的な森林整備や素材生産を促進する。

(イ) 施業等の集約化に関する目標 (ha)

	長期施業受委託面積	森林経営計画面積
現 状 (R2)	1,956	4,971
目 標 (R8)	3,500	5,965

(現状数値：累計数値)

エ 林業労働力（労働安全衛生に関することを含む）

(ア) 取組方針

林業労働力の確保については、林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づき策定した「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」に基づき実施する。

特に、「かながわ森林塾」による新規就業者への研修等により、林業就業者を安定的に確保することができるよう、今後も取組を継続していく。

また、林業労働安全対策については、林業・木材製造業労働災害防止協会神奈川県支部を中心として、安全講習会の開催やパトロールを実施するとともに、特殊健康診断の助成等を実施し、労働災害発生件数の減少を目指す。

(イ) 林業労働力に関する目標

指標	認定事業主数 (社)	新規就業者数 (人) (技術)	労働災害減少率
現状 (R2)	37	10	76件／5年 (H28～R2計)
目標 (R8)	37	10	△16%以上 (R4～R8計)

(現状数値：当該年度数値)

オ 森林組合

(ア) 取組方針

- ・ 県森林組合連合会を中心とした森林組合システムを、森林整備を支える中核組

織として位置づけ、多彩な森林づくりに対応するため、育成強化を図る。

- ・ 森林組合が行う組合員等森林所有者への提案型集約化施業を通じた施業集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入等により、森林整備を積極的に推進するとともに、今後も森林経営計画を積極的に作成することで、計画的な森林整備を進められるよう、助言・指導を行う。
- ・ 引き続き県森林組合連合会と全ての森林組合との間で締結した連携協力協定に基づき、長期施業受委託事業等について相互に協力し、系統全体で施業の集約化を進め、森林作業道の開設や機械化により作業の効率化を図るなど、生産コストの低減のための助言・指導を行う。

(イ) 森林組合に関する目標

指標	森林組合数 (A)	森林経営計画 作成組合数 (B)	割合 (%) (B) / (A)
現状 (R2)	10	10	100
目標 (R8)	10	10	100

(現状数値：当該年度数値)

カ 特用林産

(ア) 取組方針

きのこ原木の安定供給に向けて、需給情報の収集・提供に努めるとともに、地域の広葉樹材の活用にも目を向け、森林所有者や林業事業者とのマッチングを支援する。きのこ類の生産については、原木の需給情報について収集・提供・マッチングを行い安定供給に努めるとともに、消費者動向を把握した適正規模の安定した計画生産と生産コストの引き下げ等経営の改善を進め、国内でも浸透しつつあるGAP(※)の取組を支援し、消費者に選ばれる商品づくりを目指す。販売体制では、近年県内で設置が進んでいる道の駅、直売所等での販売を強化し、人流の多さや消費地に近い利点を生かし需要拡大を図る。

このほか、近年、異業種からの新規参入の相談や、きのこ生産現場で障害者が作業を行う林福連携の取組が増えつつあるので、情報提供等の支援を行う。

これらの取組に必要な生産施設の導入、更新等については、国の交付金や制度資金として林業・木材産業改善資金等を活用する。

※ GAP：(Good Agricultural Practices：農業生産工程管理)とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組み。

(イ) 特用林産に関する目標

(t)

指標	原木生しいたけ生産量	菌床生しいたけ生産量
現状 (H30-R2)	50.2	167.0
目標 (R8)	52.6	207.2

(現状数値：3ヵ年度平均数値)

(2) 木材産業分野

ア 素材生産

(ア) 取組方針

路網整備や高性能林業機械との組合せによる素材生産効率の向上を図るとともに、森林組合等を中心として施業の集約化を推進し、効率的な森林整備や素材生産の推進を図る。

(イ) 素材生産に関する目標

指標	生産性 (m ³ /人・日)
現状 (H30～R2)	2.4m ³
目標 (R8)	3.4m ³

(現状数値：3ヵ年度平均数値)

イ 木材流通

(ア) 取組方針

(安定的な素材生産量の確保)

平成28年度以降、県の素材生産量は計画目標の30,000 m³を達成しており、今後もこの量を維持していく。

(ニーズに応じた素材の安定供給)

製材工場等の素材ニーズに応じた安定供給を図るため、県森林組合連合会が、県内外の製材工場や合板工場との間で取り交わす原木の安定供給に関する協定や、ニーズに応じて原木を効率的に流通させるための体制整備を促進することとする。

また、素材生産事業者が行う山土場から製材工場等への素材の直接搬入により、極積み経費や物流コスト等の流通コストの削減を図り安定的な素材供給を促進することとする。

(イ) 原木流通に関する目標

令和4年度から開始する「水源環境保全・再生第4期実行5か年計画」に基づき、年間26,000 m³の間伐材の搬出を進めるとともに、国有林や県有林の搬出材積を含めて年間30,000 m³前後の県産木材を生産していく。

今後は、材質に応じた供給バランスに配慮し、供給サイドである川上の情報と県内製材事業者や県外大型工場、バイオマス発電所等の需要者ニーズを一元的に集積することで需給調整のコーディネートを行い、県産木材の安定流通を図る仕組みを構築する。

また、県産木材の普及や合法性の確認、及び産地の明確な県産木材を供給するため、「神奈川県産木材産地認証制度」を引き続き運営していく。

指標	県内の原木 流通量(m ³)	木材共販の 取扱量(m ³)	加工施設へ の直送(m ³)	協定販売取 引量 (m ³)	バイオマス材 取引量 (m ³)	県森連検 知外 (m ³)
現 状 (H30～R2)	30,909	13,984 (45%)	8,772 (28%)	2,592 (8%)	3,556 ^{※1} (12%)	2,004 (7%)
目 標 (R8)	30,000	13,000 (43%)	3,250 (11%)	3,000 (10%)	9,750 ^{※2} (33%)	1,000 (3%)

(現状数値：3ヵ年度平均数値)

※1 バイオマス材取引は令和元年度から実施しており、令和元年、2年の平均は5,334m³。

※2 神奈川県森林組合連合会とバイオマス発電所との協定量を踏まえて決定している。

ウ 製品の流通

(ア) 製材品に関する目標

平成23年には「かながわブランド県産木材品質認証制度」が整備され、JAS相当の品質・性能を持つ県産木材の品質を認証する体制が整ったが、その後JAS認定を取得する工場もあり、公共建築物への利用を含めて品質の確かな県産木材や、木材団体が販売を開始している県産材利用のフローリング材や腰壁の普及促進を図る。

(イ) 合板等の品目に関する目標

県森林組合連合会が平成17年度から取り組んでいる県外工場との協定等に基づく虫害材を含めたB材等の原木流通の取組を、今後も引き続き行い、合板等へ加工し利用を促進する。

エ 木材利用

(ア) 取組方針

(木材需要の拡大 かながわ木づかい運動の展開)

「かながわ木づかい運動」等を通じた県産木材の普及について、引き続き取組の推進を図ることとする。

(イ) 木材利用に関する目標

a 利用区分別

①木材利用促進法に基づく市町村方針の策定

木材利用促進法の改正を契機に県内市町村に対して市町村方針の策定や、木材利用の推進をより一層促していくこととする。

指 標		木材利用促進法に即した市町村方針の作成率
現状 (R3)	市町村数 (作成済) 〈作成率〉	33 (18) 〈 55%〉
目標 (R8)	市町村数 (作成済) 〈作成率〉	33 (20) 〈 67%〉

(現状数値：当該年度数値)

②公共建築物及び公共土木工事における利用

公共建築物の木造化や学校や幼稚園、保育園などの教育関係の建築物の内装の木質化における木材の利用の促進を図り、これらの不特定多数の目に触れる施設において、県産木材に触れる機会を創出することで県産木材の普及PRを引き続き図ることとする。

また、公共土木工事では、森林土木事業における土壌保全工、法面保護工、土留め工などにおける利用の促進を図る。

③民間分野における利用

住宅着工戸数が全国第2位という本県の特色を生かし、木材消費量の多い住宅分野や、中大規模建築物において木材の活用を促進していく。具体的には、活性化協議会や県木材業協同組合連合会、建築士等の関係団体と連携しながら、県民向けに県産木材の品質の確かさなどのPRや住宅見学会を行い、県産木材住宅の普及促進を図る。

④木質バイオマスの活用

森林整備に伴って発生する、D材を有効活用するため、県内のバイオマス発電施設へチップとして供給するなど、引き続き木質バイオマス等の利用促進に努める。

(単位：t)

指標	木質バイオマス生産量	伸率(%)
現 状 (H30~R2)	4,983	—
目 標 (R8)	7,500	150

(現状数値：3ヵ年度平均数値)

オ その他（木材の普及PR イベントの開催等）

木材を利用することの意味や良さを伝え、木材を使用してもらうことを目的としたイベントを開催するとともに、引き続き体験型イベントや木育イベントなどへの参加及びセミナーの開催等、民間と協力した取組みの促進と、ホームページ等による啓発活動の拡大に努める。